

| 令和7年度第4回羽村市福祉施策審議会 会議録 | |
|------------------------|--|
| 日 時 | 令和7年10月29日（水曜日）午後7時～午後9時 |
| 会 場 | 市役所4階 特別会議室 |
| 出席者 | 会長：川村孝俊、副会長：志田保夫、委員：石川美紀、井上克巳、梅山政尚、小宮國暉、渋谷清、関口英代、関谷達夫、橋木次男、藤田美代、三井清乃、渡邊奈穂子 |
| 欠席者 | 委員：栗原悦男、鈴木由希 |
| 議 題 | 1 第3回審議会会議録の確認について 2 答申案について 3 最終答申までの流れについて 4 その他 |
| 傍聴者 | なし |
| 配布資料 | 会議次第 資料1 第3回審議会会議録 資料2 福祉施策審議会 答申書（案） |
| 会議の内容 | <p>I. 会長挨拶 (事務局) 本日は、お忙しい中、ご出席ありがとうございます。 本日は、栗原委員、鈴木委員がご欠席です。 川村会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(会長) 前回はお休みをいただき、申し訳ございませんでした。 会議録にて、活発な議論であったと伺っております。 ありがとうございました。</p> <p>本日は最後になります。どうぞよろしくお願いいたします。 本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(事務局) おりません。</p> |

2. 議事

(1) 第3回審議会会議録の確認について (会長)

それでは、議事(1)第3回審議会会議録の確認につきまして、委員の皆様は、事前にお目通しいただいていることと思いますので、修正点等ございましたら、この場でご意見いただければと思います。

(委員)

10ページ一番下の委員の意見「市全体としての今後を見据えた考え方や方針が見えません。」については、私の意見だと思いますが、以下のような趣旨で書き直していただけるとありがたいです。

「従来、自治体は単式簿記・現金主義という会計をしていますが、透明性を高める等の様々な理由で、従来の方式から複式簿記・発生主義という会計の考え方方が、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」で示されています。

今回審議した各施策は、いずれも費用を伴うもので、複式簿記の財務諸表で言うと行政コスト計算書の部分のみを審議し、貸借対照表に関わることが審議できませんでした。

市では様々な資産を持っていますので、今後、資産の有効活用等、福祉施策にはそのような考え方をぜひ活かしていただきたい。」

(会長)

委員の発言のように修正してよろしいでしょうか。

<意見なし>

(事務局)

訂正させていただきます。

(会長)

それでは、事務局に訂正していただいた後、市公式サイトに公開させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(2) 答申案について

(会長)

それでは、議事(2)答申案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料2をご覧ください。

表紙をめくりますと、市長からの諮問に対し、4回にわたり審議をした結果、答申する旨を記載しています。

審議会メンバーの方々のお名前は五十音順です。

次のページは目次です。

なお、資料編として、これまでの審議会でお配りしたものについては、今回添付を省略しております。

1ページ目は、「I はじめに」として、市長からの諮問を受けて、審議会として、これまでの福祉施策の現状や課題の整理や時代変化への適合等を踏まえ、4回にわたり審議をした結果、答申する旨を記載しています。

2ページ目、「II 審議事項について」、審議会の所掌事項に関する考え方、審議事項の項目について記載しています。

3ページから7ページは、各福祉施策の現状と課題についてまとめております。

8ページから10ページは、今回諮問された内容についての結論をまとめています。

今回審議をいただいた各福祉施策について、皆様にご審議をいただいた内容を、各審議項目ごとに、審議会としての結論・方向性をまとめています。

資料の一番最後は、「審議会の開催経過」をまとめています。

答申案の概要についての説明は以上です。

この答申案については、これまでご審議いただいた内容をもとに、事務局としてまとめたものです。

この後、皆様からのご意見をいただき、適宜修正を行いまして、審議会としての答申を作成していきます。

ご審議をよろしくお願いします。

「I はじめに」、「II 審議事項について」 (会長)

それでは、1ページから2ページ、「I はじめに」、「II 審議事項について」に関して、委員の皆様、ご意見ございましたら、お願いします。

(委員)

質問です。

「はじめに」の文章の最後に、会長のお名前が記載されていますが、会長が書かれたのですか。

(会長)

事務局に書いていただき、確認をいたしました。

文言訂正等ありましたら、今日改めてご意見お願いします。

(会長)

ご意見がないようですので、1ページから2ページについては、このような文面とさせていただきます。

「Ⅲ 各福祉施策の現状と課題」

(会長)

続いて、3ページから7ページにかけて、「Ⅲ 各福祉施策の現状と課題」について、委員の皆様からご意見ございましたら、お願いします。

(会長)

それでは、意見がないようですので、このような文面とさせていただきます。

それでは最後に、8ページ以降に委員の皆様にご審議いただいた内容を、結論という形でまとめておりますので、ご意見を伺えればと思います。

「I 心身障害者福祉手当」について

(会長)

まず1つ目、心身障害者福祉手当の結論について、「継続して実施すべきである。制度の見直しだけでなく、様々な施策を推進し、障害のある人の生活の質の向上に繋げるべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。

(委員)

文章のスペースなど、さまざまな制約があって、このような簡潔な文章でまとめられたのだと思いますが、審議会では、一つの方向性で結論が収束したわけではなく、様々な意見が出て、方向性が定まらなかった感覚がありました。

具体的な意見等も記載して、まとめていただいたほうが、より実感として伝わるのではないかと感じました。

(会長)

ありがとうございます。

皆様から様々なご意見をいただいて、それを一つにまとめるというのは、難しいところはあると思います。

他の皆様はいかがでしょうか。

(委員)

障害のある方や、そのご家族が、グループホームへの入所費用で悩まれているという話をよく聞きます。

生活に不安を抱えている障害のある方が、必要な生活費を確保できるよう、最も困窮している世帯へ、支給対象を絞るような文言が必要ではないでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

支給対象を絞るというような文言の記載についてのご意見が出ました。

今の委員のご意見についてや、その他のご意見でも結構ですので、皆様いかがでしょうか。

(委員)

支給対象を絞り込むというのは現実的ではないと考えます。

手当の額が他市と比較して、高額であるとの報告があり、下げる余地があると判断されるのではないかとの不安があります。

審議会に参加した者としては、現状を守るために、現状の基準を維持することをはっきりと明記していただきたいと感じます。

最も生活に困窮する世帯に対しては、家族の助け合いの支援や、生活保護等の相談窓口などへつなげる手段が有効ではないでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

手当のみに焦点を当てると、支給対象を絞ることで、生活が困窮するのではないかと懸念が出ると思います。

しかし、これまでに、医療費関係の制度や年金制度などが充実してきており、必要な方に、必要なサービスを提供する体制が整ってきています。

その上で、心身障害者福祉手当については、少なくとも継続して支給を実施すべきであるという結論が出たかと思います。

支給方法については、不平等にならないような内容を考えるべきという方向性を皆様の意見から感じました。

また、結論としては、「下げるべきである。」「維持すべきである。」という結論までは、皆様のご意見が一つにまとまらなかつたと思っています。

皆様から、様々な意見をいただき、制度の見直しをしていくということで、意見の集約としては、文章の表現がこのようになります。

ました。

ご理解いただければと思います。

答申を市長に提出した後、市で、この審議会の意見を汲んでいただいた形で、施策に反映していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(委員)

「障害のある人への手当等の支給を単なる給付と捉えるのではなく、将来の労働力を担う人材育成のための投資と捉える視点も重要である。」という記載について意見があります。

この文章を読んだ時、手当をもらったら、将来的には労働力として、社会へ還元しなければならないというような圧を感じました。

障害があると、今の社会では思うように働くことができず、十分な生活費を稼ぐことが難しい方もいるため、手当を支給して、生活の質を向上させるのだと考えていたので、このような記載に違和感を感じました。

(会長)

投資という言葉に違和感を感じられたのかと思いますが、この表現をもう少し幅広く捉えていただき、生活の質、いわゆる QOL を向上するための投資という意味合いも含まれるのではないかと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

委員の仰るように、「将来の労働力」という表現が、手当をもらったら、将来の労働力につなげなければならないという誤解を招く可能性がありますので、この表現を、障害のある方の生活の質の向上に向けた投資であるという表現に、見直しさせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

(会長)

それでは、そのような文面への見直しをお願いします。

「2 難病患者福祉手当について」

(会長)

続いて、「難病患者福祉手当」の結論について、「継続して実施すべきである。事業を継続して実施していくため、年齢要件や所得制限も含めた見直しを検討すべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。
＜意見なし＞
ご意見が無いようですので、このような文面とさせていただきます。

「3 理容等サービス費用助成について」
(会長)

「理容等サービス費用助成」の結論について、「継続して実施すべきである。事業を継続して実施していくため、所得やサービス利用回数の制限、理美容店舗の拡大や、制度の周知方法等の見直しを検討すべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。

＜意見なし＞

ご意見が無いようですので、このような文面とさせていただきます。

「4 機能回復施術費用助成について」
(会長)

続いて、「機能回復施術費用助成」の結論について、「事業の継続について検討すべきである。本制度の目的と照らし合わせて、制度の是非について検討すべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。

(委員)

質問です。

「継続して実施すべきである。」という表現と、「事業の継続について検討すべきである。」という表現の違いは何でしょうか。

(事務局)

「継続して実施すべきである。」は、所得制限などの支給要件を見直しながらも、事業を続けていくべきという表現です。

「事業の継続について検討すべきである。」は、事業を続けるのか、やめるのかを検討すべきという表現です。

前回の審議会のなかで、身体障害者手帳は、状態が固定している方に対して交付されるものなので、マッサージなどの施術で、身体機能の回復が図れるのか疑問であるとのご意見をいただきました。

それらの意見を踏まえて、機能回復の効果について整理した上

で、事業の継続について検討する必要がある、とまとめさせていただきました。

(委員)

限りある財源を、緊急、必要性の高いサービスの充実にシフトしていくために、この事業の継続には疑問を感じます。

(会長)

その他のご意見はよろしいでしょうか。

<意見なし>

ご意見が無いようですので、このような文面とさせていただきます。

「敬老金の支給について」

(会長)

続いて「敬老金の支給」の結論について、「継続して実施すべきである。事業を継続して実施していくため、支給の対象年齢や金額、内容等について検討すべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。

(委員)

緊急性、必要性という基準に照らして検討した時に、どちらの点においても、優先順位が低い事業であると思います。

(委員)

現在では、元気に働いておられる高齢者は多くおり、自身の給料で生活していることが、自尊心を保つことに繋がっている方もいます。

そうした中で、敬老の日として、敬老金を支給されたときに、人によっては、年寄り扱いされているようで、不快感を感じる方もいるのではないかでしょうか。

(委員)

100歳の方に、敬老金をお渡しする意味としては、ご家族の方が、介護でご苦労があるため、それを労うという意味合いが強いのではないかでしょうか。

実施には、100歳の方が祝い金を受け取っても、ご自分で、使えないのではないかでしょうか。

(委員)

他市との比較の中でも、羽村市は、祝い金の額が高く設定されているという点で、対象年齢や、金額の見直しが必要ではないか

という意見が多かったと思います。

(委員)

敬老金の支給は、敬老の意を表する意味で必要だと思います。

なお、祝い金の支給方法について、市内の商店街で使える商品券だと、使用用途が限られてしまうため、現金での支給の方が良いと思います。

(委員)

敬老のつどいを見直す必要もあると思います。

(会長)

皆様からのご意見は、これから高齢者福祉施策の検討材料にしていただければと思います。

色々な意見が出ましたが、総意として、「なくすべきである。」という結論が出たとは言い難い状況ではないでしょうか。

結論としては、「継続して実施すべきである。事業を継続して実施していくため、支給の対象年齢や金額、内容等について検討すべきである。」という文言とさせていただきます。

「6 要介護高齢者等おむつ給付事業について」

(会長)

最後に、「要介護高齢者等おむつ給付事業」の結論について、「継続して実施すべきである。事業を継続して実施していくため、所得制限や要介護度等の給付要件の見直しに併せて、給付上限額の見直しについても検討すべきである。」とさせていただきました。

こちらについて、ご意見をいただければと思います。

<意見なし>

ご意見無いようですので、このような文面とさせていただきます。

以上で、答申案の審議について一通り、皆さんからご意見をいただきました。

(3) 最終答申までの流れについて

(会長)

続いて、議事(3)最終答申までの流れについて、事務局からお願ひします。

(事務局)

本日皆様からいただいたご意見を反映させて、事務局で最終答申案を作成させていただきます。

修正した最終答申案の内容は会長と副会長にご確認いただきます。

最終答申案については、会長、副会長にご一任をいただければと思います。

なお市長への答申については、会長、副会長にお願いをしまして、答申日は、11月28日（金）を予定をしております。

委員の皆様には、市長へ答申したものをお送りさせていただきますので、ご確認をお願いします。

広報はむら、12月15日号に、答申について掲載し、市の公式サイトでも公表しますので、ご承知おきください。

(会長)

本日いただいた意見を、会長、副会長で、改めて確認をさせていただきます。

皆様のご意見が網羅できるような形にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(4) その他

(会長)

続いて、議事（4）その他について、事務局何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

それでは、以上で本日の審議を終了いたします。

審議会は本日で最後となります、これまで、熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

(事務局)

本日をもちまして4回にわたる福祉政策審議会が終了いたしました。

この間、委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

おかげさまで、審議も進み、本日を迎えることができました。本審議会でいただいたご意見は今回の答申だけで終わらせるのではなく、より良い福祉サービスの提供に向けて生かしていくよう、職員一同取り組んでまいります。

本当にありがとうございました。